

## 泉区役所建替事業に関する事業者選定委員会設置要綱

(令和2年6月15日市長決裁)

### (設置)

第1条 泉区役所新庁舎等を整備し、及び民活用地の利活用を図るため本市が行う泉区役所建替事業に関し、当該事業を実施する事業者の選定を適正に行うため、泉区役所建替事業に関する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 泉区役所新庁舎等の整備及び民活用地の利活用に係る実施方針に関すること
- (2) 泉区役所建替事業に係る公募要領に関すること
- (3) 事業者の選定に当たっての審査の方法及び選定基準に関すること
- (4) 事業者からの提案の審査及び事業者の選定に関すること
- (5) その他泉区役所建替事業に関し必要な事項に関すること

### (組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、法律又は会計に関し識見を有する者、本市の職員等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、選定委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、選定委員会の審議の結果等を、市長に報告する。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、財政局財政部財政企画課において処理する。

(選定委員会の運営)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年6月15日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施後最初に委嘱され、又は任命される選定委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。